

明 る い 東 海



大名 美恵子
4 期

村松2401-2
TEL/FAX (284) 0761

議会運営委員会
総務委員会
原子力問題調査特別委員会



川崎 篤子
2 期

白方284-1
TEL/FAX (282) 0229

議会報編集委員会
文教厚生委員会
原子力問題調査特別委員会

〔発行〕2014年1月26日 No.69

日本共産党東海村委員会・議員団

今年もみなさんと力をあわせ 安全・安心の東海村をめざし全力をつくします



2014年を迎えました。みなさんお変わりありませんか。

12月6日、自民・公明の両党は、人権・民主主義・平和の憲法をふみにじる希代の悪法、秘密保護法を強引に成立させました。『暗黒社会』を復活させる現代版「治安維持法」です。安倍政権の暴走政治は、あらゆる分野で、国民のくらしに大変な犠牲を強い、日本の未来を暗く塗りつぶすものです。国民との矛盾と対立はいっそう鋭く、深刻にならざるをえないでしょう。

4月からの消費税8%への増税、若い人たちの希望を奪う労働法制の改悪、医療・介護・子育てなど全面的な社会保障の解体、福島第一原発の非常事態のもとでの原発の再稼働・輸出、秘密裡のTPP交渉、沖縄・辺野古への新基地

建設のゴリ押し。安倍自公政権は、国政選挙がないといわれる3年の間に、国の姿を変えるほどの悪政を次々に強行しようとしています。なんとしても暴走政治にストップをかけなければなりません。村政も、国の悪政から村民生活を守りつかり守る防波堤となることがいつそう求められます。

「政治を変えたい」と願う多くのみなさんと力をあわせて、命・くらしを守る政治を取り戻すために、今年も全力をつくしてまいります。どうぞよろしくお願い致します。

2014年1月

村議会議員

大名美恵子
川崎 篤子

やめよ！

コミセン「減免規則」の見直し 住民説明ないまま4月から実施 の予定

減免団体555のうち、公的・公共的な
150団体以外は、利用料を徴収

村は、4月からコミセンの利用に関する規則を見直し、現在減免適用になっている555団体のうち、公的・公共的団体と思われる150団体以外は、基本料金を徴収する考えを、議会会派ごとに説明しました。

村には貸館施設が他にもあり、同じように減免制度が採られています。なぜコミセンだけが減免制度を変えるのでしょうか。説明で村は、この間、コミセン利用者と、抽出により一般村民を対象に、利用に関するアンケート調査を行ったところ、利用者の中から、「利用料は多少払っても良い」との、回答が

あったと言っています。しかしこうした場合、公共施設の利用に関する大きな変更に関しては、関係者に集まっていただき十分時間をかけて、検討が行われるべきです。

村民の中には、さまざまな活動をされ、複数の公共施設を利用している方が大勢います。そもそも公的・公共的団体かどうかを誰が何にもとづき判断するのかなど、不明です。また、庁内に設置されている公共施設等使用料審査会の審議状況も明らかにされていません。

コミセンだけの減免制度改定ありきで突き進むのは手法としては評価できません。公共施設は民間の施設と違い、あくまで利用する住民の立場で検討されるべきです。再検討が要求され

ています。尚、規則の改定は、議決なしで運用でき、議会にかからず、説明のみで実施する運びです。このような拙速は避けるべきです。

「庁内における特定新聞の配布について」という M議員の一般質問は、 憲法で保障された政治活動の自由、 思想・信条の自由を、不当に規制する 一片の道理もない極めて問題ある質問

憲法違反の質問をすることは、
議員として恥ずべきことです

昨年12月定例議会でも、M議員は、「庁内における特定新聞の配布について」という一般質問を行いました。質問の趣旨は、「庁舎内における配布物については、庁舎管理規則等により規制され、公私の区別を明確にし

なければなりません。議会でも何回か質問しておりますが、一部管理職を含めて守られていないが執行部の考え、村長の考えを伺います（M議員の質問通告書より）」というものです。

M議員のこの内容の質問はこれで3度目です。2度目の質問の際、「特定の政党新聞」と明言しました。

しかし、どの政党の機関紙であろうが、政党機関紙を広範な国民にすすめることは憲法が保障する正当な政治活動です。

政党に所属する議員や党員が、自治体の幹部職員や一般職員に政党機関紙の購読を働きかけ、配達・集金する活動は、憲法で保障された政治活動であり、購読する職員にとっては、個人の思想・信条の自由、内心の自由の問題です。これに制限を設けることは許されません。

また、自治体職員が、さまざまな政党がどのような考えや政策などを持っているのかを把握するために、政党機関紙を購読することはなんら批判されるようなことではありません。

以前、川崎市議会でも公明党議員が「赤旗」の拡大を取り上げ、当時の市長が職員の政党機関紙の購読アンケート

ト調査を実施したことがありました。市職員6人が憲法違反の思想調査だと横浜地裁川崎支部におこした裁判の判決で裁判長は、「市職員が任意に政党機関紙を購読して各種の情報を入手し、それを職務に活かすことは

最大限に尊重されるべきであって、いかなる者であつてもそれを制約することが許されないことは当然」と述べています。問題点を3つに分けて整理します。

① M議員は、「議員が政党機関紙の購読を勧誘すれば、職員はとらざるをえない」つまり、パワーハラスメントのようなものと述べていますが、新聞の購読は個人契約であり、どの新聞を購読するか、しないかは、個人の自由意志です。

② 議員が庁舎内で政治活動を行うのは当然自由です。職員が庁舎内で購読することについては、個人がどの政党機関紙を購読しようが自由であり、一般に新聞の記事は自治体業務にかかわる必要があることが多いです。この意味からも、新聞は私物ではありません。「行政の中立性」というのは、住民に「公正・中立」の立場で行政にたずさわることであつて、個々の職員がどのような思想を持っているかには関係ないことです。現に市町村長は、政党からの推薦を受けている場合もありますし、政治活動もできます。しかし、行政執行にあたっては、公正、中立におこなうのは当然であります。

③ 本村庁舎管理規則には、この一般質問で規制しようとする不法な内容は当然うたわれていません。日本国憲法は、こうした議会一般質問を許してはなりません。M議員は質問を撤回して反省すべきです。

日本共産党村議会議員は、M議員が行った本件に関する3度の質問終了後、その都度、質問の問題点を指摘し、撤回を求める要請を行ってまいりました。

【議員団の一般質問から】

秘密保護法

安倍自・公政権が成立強行

川崎篤子議員は、「村長が所信表明で『村民が必要とする情報を積極的に発信する』と述べた矢先に、秘密保護法案が国会に出されたが、村の情報発信の妨げにならないか」と法案の危険性を質しました。

村長は「国会の審議状況を注視したい」と答弁しましたが、12月6日の深夜、安倍自民・公明政権は、国民多数の声を無視し秘密保護法成立を強行しました。

秘密保護法は、あらゆる点で憲法に反する違憲立法であり、つくってはならない法律であることがはつきりしました。

第1は、秘密は際限なく広がり、国民の知る権利が閉ざされれば、憲法の国民主権の原理は成立しなくなります。

第2には、この法律は何が秘密かも秘密であり、秘密を漏らす人、秘密を知ろうとした人、これらを一緒に行おうとした人、そのおとした人、あつた人も処罰の対象とされます。裁判でも、秘密は明らかにされません。弁護士はどう弁護したらいいかわかりません。何によって裁かれているのかもわからないまま、懲役10年にも及ぶ重罰に科せられます。憲法に保障された基本的人権を蹂躪する弾圧立法です。

第3は、政府は安全保障のため秘密にと言わんばかりですが、安全保障にかかわる問題こそ、可能な限り最大限国民に明らかにされるべきものです。

日本共産党は、日本国憲法の国民主権、基本的人権、平和主義に

反する違憲立法の秘密保護法は絶対的に認めることはできません。今、日本弁護士連合会、テレビのキャスターなど広範な人々が反対の声を上げ、立ち上がっています。川崎篤子議員は、「この法律は絶対に実施をさせてはならない」と強く主張しました。

東海第2原発 過酷事故時の避難計画について

避難計画(案)の検討状況についてでした。

川崎篤子議員は、「村上達也前村長は、『避難計画のシミュレーションをやるが、はつきり言って避難計画が立てられるとは思っていない』と答弁していたが、山田村長は、避難計画策定についてどう考えるか」と質しました。

山田修村長は、就任後初めて、県庁でおこなわれた平成25年度第2回茨城県地域防災計画改定委員会原子力災害対策検討部会に参加しました。議題は、6月に改定した県原子力災害対策計画の中に、その後の国基準を受けて原発事故時の放射線モニタリングの進め方と、安定ヨウ素剤の配布の具体的方法を書き込むための改定案について。また県広域



住宅や畑の数100m内に東海第二原発

村長 策定が困難だから計画を立てないで良いとはならない。より実効性を伴う、多くの住民の方に理解していただけるような避難計画にしていきたい。川崎篤子議員は、「福島原発事故によって楢葉町からいわき市に避難されている方が、『2、3日で帰宅できると思い避難し、2年10カ月が経った。家族がばらばらになった人、帰宅の望みが絶たれ、無気力になってしまった人など、避難生活のさまざまな困難は、生きるための避難にはならず、亡くなる方が増えている』『復興から取りこぼされている話を聞いてください』と、悲惨な状況を生々しく伝えてくださった。仮に避難計画が立てられたとしても、住民の安心できる生活が保障できないことは、この福島島の現状が証明しているのではないかと迫りました。

安全装置が壊れると沸騰し、放射性物質の飛散や、水素爆発の恐れ
再処理施設保管のプルトニウム溶液と高レベル放射性廃液、(12月2日付規制庁発表)

大名美恵子議員は、原子力規制委員会が正式決定した核燃料サイクル施設や試験研究炉の新規制基準の該当施設と評価を問う一般質問を行いました。

経済環境部長 新基準は施設の種類ごとに策定され、地震、津波への対応や火災防護対策、電源の信頼性の強化などが主な内容。各事業所が原子力規制庁へ申請し審査されることになる。村も関係事業所が基準を満たしているかなど確認を県と行う必要がある。該当事業所は、核燃料サイクル工学研究所、三菱原子燃料株式会社、原子燃料工業株式会社、原子力科学研究所、ニュークリア・デベロップメント(株)、核物質管理センター、東京大学大学院です。

大名美恵子議員 特に再処理施設に関しては、危険で矛盾が多い再処理ありきの基準であってはならない。原子力機構の再処理施設に保管されたプルトニウム溶液と高レベル放射性廃液は合わせて430m³が処理されずに放置されている。規制庁は、安全装置が壊れると沸騰して放射性物質が飛散したり、水素爆発を起こしたりする恐れがあると発表した。改めて私たちは大変危険な地域に住んでいることがわかった。こうした状況をどう考えるか。

経済環境部長 高放射性廃液の貯蔵管理では、崩壊熱の除去及び放射性分解により発生する水素の掃気などが必要。廃液を貯蔵する貯槽には冷却や空気の供給などの安全対策が施され、停電時に非常用発電機から給電が行えるようになっていく。さらに福島を事故を教訓として、全電源喪失時でも電源車を配備し、緊急時の多重の安全

対策も実施している。しかしこれら全ての安全機能が継続して喪失した場合、潜在的リスクとして環境への影響が考えられる。潜在的リスクや安全性の向上を考慮すると、高放射性廃液の固化、安定化を早期に行う必要がある。ガラス固化については新規基準への適合の対応と並行して進めることが望ましいと考える。

大名美恵子議員は、「高放射性廃液の固化、安定化処理について、考えを県と一緒に、事業所・国に、きちんと述べることに求められている」と述べました。

まもなく満杯！ 村一般廃棄物最終処分場

村：今後の処分は村外委託に

大名美恵子議員は、村の一般廃棄物最終処分場が、予定外に間もなく満杯になることに関連して、埋め立て計画等について質問しました。

経済環境部長 一般廃棄物最終処分場の埋立容量は4万8,000m³。2013年9月現在の残容量は2,222m³で、埋立率は95%。東日本大震災の発生以降ごみ量が増加したことなどにより、このままのペースで埋め立てを継続すれば、平成27年7月に終末を迎える状態。

ひたちなか・東海クリーンセンターから搬入される飛灰については、福島第一原発事故による影響確認のため、放射性物質濃度の調査を実施し、法律に基づき飛灰の上下に50cmの土壌を敷設し埋め立てを行っている。

こうしたことから、来年度から村外の最終処分場へ委託したいと考えている。大名美恵子議員 委託予定の処分先も受け入れに限界があると考えられる。村の最終処分場余剰地の建設整備をどう考えているのか。

経済環境部長 新たに建設する場合の費用、建設年数等の調査を重ねてきたが、コスト面、緊急性などを考慮した結果、当面は業務委託の方向で対処する考え。委託先については新たな処分先なども含めて確保を検討してまいります。

大名美恵子議員は、「今のごみは、外から持ち込まれるのはどこでも『嫌』ということになる。本村で処分できるのが一番望ましいのでは。震災後、埋立方法や状況が変わった時点で残容量を心配するところがあったら、また対応が違っていたのではなにか」と反省を求めました。



村一般廃棄物最終処分場 (押延)

国民とともに 真実を伝え85年
ぜひ、お読みください
しんぶん赤旗
日刊紙 3400円/月
日曜版 800円/月
見本紙 無料でお届けします